

供給条件にかかる文書兼契約締結前交付書面（低圧／取次）

様

西暦 年 月 日

【シナネン株式会社】（担当者名）

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みください。

電気事業法（以下「法」といいます。）第2条の13第1項及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第3条の12第1項に従い、以下の内容を説明するとともに、法第2条の13第2項及び施行規則第3条の12第8項に従い本書面を交付いたします。【本書面は、特定商取引に関する法律第4条又は第18条に基づく交付書面を兼ねるものとします（同条による書面の交付が必要な場合）。】¹

本書面の内容も、下記取次業者（以下「当社」といいます。また、本小売電気事業者とあわせて「当社等」といいます。）の電気需給約款（低圧）取次用（以下「本約款」といいます。）及びお客さまが電気需給契約の申込みに当たり作成された申込書と一体として、お客さまとの間の電気需給契約の内容を構成するものいたします。

本件においては、本小売電気事業者から取次ぎ（自己の名をもって他人の計算（経済的効果が他人に帰属することをいいます。）において、法律行為（契約の締結も法律行為に含まれます。）をすることを引き受ける行為をいいます。）の依頼を受けて、当社は、自己の名をもって、本小売電気事業者の計算において、電気需給契約を締結します。お客さまは、当社との間で電気需給契約を締結し、当社を通じて電気料金をお支払いいただくこととなりますが、電力は本小売電気事業者から供給されます。

取次業者	取次を行う旨	この電気需給契約は、下記の取次業者が、その締結の取次を行うものです。
	名称、本店所在地、代表者	シナネン株式会社 〒140-0002 東京都品川区東品川1丁目39番20号 代表取締役社長 中川 進弘
	連絡先と苦情及び問合せに応じることができる時間帯	【シナネンカスタマーセンター TEL：0120-046-370 受付時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日および年末年始を除く）】 ³
小売電気事業者（「本小売電気事業者」）	名称、本店所在地、代表者及び登録番号	シナネンエナジーテック株式会社 〒140-0002 東京都品川区東品川1丁目39番20号 代表取締役社長 菅原 健 登録番号 A0386
	連絡先と苦情及び問合せに応じることができる時間帯	シナネンエナジーテック株式会社 電力部 TEL：03-6478-7862 受付時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日および年末年始を除く）

1-1 申込みの方法	お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認の上、必要な事項を明らかにして、所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。		
1-2 供給開始の予定年月日	電気の供給開始日は、お客さまとの契約成立後、原則として、契約の切替に要する標準的な期間満了後の最初の検針日又は計量日といたします。ただし、ご指定日がある場合、ご指定日より供給開始いたします。		
2-1 契約種別	<input type="checkbox"/> シナネンでんき B <input type="checkbox"/> シナネンでんき C <input type="checkbox"/> シナネン低圧電力 <input type="checkbox"/> カーボンオフセットシナネンでんき B <input type="checkbox"/> カーボンオフセットシナネンでんき C <input type="checkbox"/> カーボンオフセットシナネン低圧電力		
2-2 供給エリア	東京エリア		
2-3 契約電力、契約電流又は契約容量	契約電力、契約電流及び契約容量については、お客さまからの申出又は使用状況によって決定するものとします。また、お客さまの契約電流、契約容量および契約電力について、一般送配電事業者がお客さまの需要場所の託送契約を量産制として定めている場合は、お客さまの各月の契約電流、契約容量及び契約電力は、過去1年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値に応じた値といたします。		
2-4 供給電圧及び周波数	供給電圧： <input type="checkbox"/> 交流単相2線式標準電圧100ボルト	<input type="checkbox"/> 交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルト	<input type="checkbox"/> 交流三相3線式標準電圧200ボルト
	周波数：標準周波数50ヘルツ		
3-1 料金及び料金算定方法	料金は、基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。電力量料金は燃料費調整により加減することがあります。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額は当社ウェブサイト（ https://www.sinanen.com/ ）等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。		
3-2 工事費等お客さまにご負担いただく費用	<ul style="list-style-type: none"> 新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客さまの希望による供給設備変更に係る工事費用はお客さまにご負担いただくことがあります。また、料金算定上必要な計量器その他付属装置及び区分装置は原則としてお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（事業の全部の譲渡、合併又は会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含み、以下、「本一般送配電事業者」といいます。）の負担で取り付けます。 その他詳細は本約款第45条及び第46条に記載のとおりです。 		
3-3 その他お客さまにご負担いただく費用	<ul style="list-style-type: none"> お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じてその算定の対象となる料金の金額に対する年利14.6%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払方法を自動引き落としと定めている場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して、お客さまが指定する口座から引き落とされたとき、又は料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 お客さまに口座振込みにてお支払いいただく際の振込手数料はお客さま負担となります。 【下記「お支払方法・支払時期」においてクレジットカード払い又は自動引き落としが行えず、当社から払込用紙を郵送させていただく場合は手数料330円（消費税・地方消費税込）を電気料金とあわせてお支払いいただけます。】 		
3-4 お支払方法・支払期日	お支払いは、クレジットカード払いとします。クレジットカードのご利用日は翌月25日（営業日でない場合は、その後の最初の営業日）となります。お客さまからのクレジットカード会社へのお支払いは、当該クレジットカード会社の規約に基づきます。ただし、本一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社指定の口座に振込みにてお支払いいただけます。		
	お支払いは、原則【翌月】【翌々月】の【5】【28】日（営業日でない場合は、その後の最初の営業日）のいずれかに別途お客さま指定の口座から自動引き落としの方法によります。ただし、自動引き落としの手続きが完了していない場合や引き落としができなかった場合、また本一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社指定の口座に振込みにてお支払いいただけます。		
	電気料金等のお知らせはポータルサイト【 https://www.epower-portal.com/melife-elook/Home/Index 】にてご確認をお願いします。		

¹ 訪問販売・電話勧誘販売の場合のみ。

² 個人向

	また、当社から請求書を郵送させていただく場合は【165円】(消費税・地方消費税)を電気料金とあわせてお支払いいただきます。
4-1 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法	使用電力量の計量は、本一般送配電事業者が設置した記録型計量器の読みに基づき、検針における記録型計量器の読みと前回検針時の読みとの差し引きによるものとします。料金の算定期間は「1月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。
4-2 お客さま側の保安等に関するご協力 (詳細につきましては本一般送配電事業者の公表する託送供給等約款(以下「本託送供給等約款」といいます。)をご参照下さい。)	<p>お客さまの土地、又は建物への立ち入り及び調査:計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、本一般送配電事業者が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>保安に対するお客さまの協力:お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合、すみやかに本一般送配電事業者にご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合 <p>供給の中止又は使用の制限もしくは中止:次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、又は制限していただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本一般送配電事業者又はお客さまの電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合 ・本一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事にやむを得ない場合 ・その他保安上必要がある場合
5-1 契約期間及び更新時期並びに変更・解約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間は電気需給契約の成立日から始まり、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までとします。 ・期間満了日の14日前までに別段の意思表示のない場合は、契約満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとします。 ・契約内容の変更・解約を希望される場合は、原則として変更・解約される14日前までに【シナネンカスタマーセンター】に申し出てください。
5-2 お客さまからの申出による解約に伴う違約金その他のお客さまの負担となるもの	<p>契約後、供給開始前の契約解除:本一般送配電事業者が供給設備の一部又は全部を設置したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を変更又は廃止される場合は、当社は本一般送配電事業者から当社に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>契約後1年未満の契約解除:お客さまが契約電力、契約電流又は契約容量を新たに設定された後に、1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、電気需給契約が消滅する場合、又はお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力、契約電流もしくは契約容量の変更又は電気需給契約が消滅する場合、本一般送配電事業者との間の託送供給契約に基づき当社に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。</p>
5-3 当社からの申出による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により必要が生じた場合、電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更し、電気需給契約を変更することがあります。この場合には、本約款に定める供給条件は、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。 ・一般送配電事業者の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金の変更された場合、みならず小売電気事業者がお客さまの契約種別に相当する当該のみならず小売電気事業者の契約種別、料金プラン等の基本料金もしくは電力量料金を改定(料金体系に影響を及ぼす約款等の改定を含む。)した場合、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、又は電力取引に関連する法令・条例・規則・ガイドライン等の改正等若しくは電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰により当社の電力等の調達コストが大幅に増加する場合には、当社は、当社が適当と判断する方法であらかじめお客さまに通知をすることにより、基本料金、電力量料金その他の料金を変更することができるものとします。
5-4 当社からの申出による解約	<p>次のいずれかに該当する場合には、当社は電気需給契約を解約する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、その状態が解消される見込みが立たず、当社による供給の継続が難しい状態となった場合に、当社が解約日の2ヶ月以上前までにお客さまに通知をした場合 ・お客さまの責めによる保安上の必要や電気の不正使用などで電気供給が停止されその原因となる事由が解消されない場合 ・お客さまが電気料金を支払期日をさらに15日過ぎて、なお支払われない場合 ・お客さまが電気料金以外の債務を支払わない場合 ・お客さまが支払停止状態に陥り、お客さまにつき倒産手続、強制執行手続、滞納処分等がなされた場合 ・お客さまが本約款に記載されている事項に違反した場合 ・お客さまが反社会的勢力と判明した場合、又は反社会的勢力の疑いがあると認められた場合
6-1 電気の使用法の制限	お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合、又はそのおそれがある場合、お客さまの負担が必要な対策を行って電気を使用していただきます。
6-2 その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事項については、本約款に従い取り扱います。 ・本約款は、当社のウェブサイト (https://www.sinanen.com/) にて掲示しております。また、当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。その際には、上記当社のウェブサイト等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。なお、書面による本約款をご希望のお客さまは、【シナネンカスタマーセンター】までご連絡下さい。 ・お客さまは、次の事項につきあらかじめご承諾いただくものとします。 <p>①電気需給契約を更新する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、法第2条の13の書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明することができ、法第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項については、当社の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該更新後の新たな契約期間のみとすることができるものとします。</p> <p>②電気需給契約を変更する場合には、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項のみを説明することができ、法第2条の13および第2条の14にもとづき交付すべき書面の記載事項は、法第2条の13にもとづき交付すべき書面については、当社等の名称および住所ならびに当該変更をしようとする事項のみとし、法第2条の14にもとづき交付すべき書面については、当社等の名称および住所、契約年月日、供給地点特定番号ならびに当該変更をしようとする事項のみとすることができるものとします。</p> <p>また、上記にかかわらず、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、当該変更をしようとする事項の概要について説明すれば足り、また、法第2条の13および第2条の14の書面を交付しないことができるものとします。</p> <p>③当社は、お客さまから別段のお申し出がない限り、お客さまに交付すべき法第2条の13および第2条の14の書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を当社のウェブサイト、電子メール等の電磁的方法によりお客さまに提供することができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約の中途解約に伴う解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

クーリングオフについて	<ol style="list-style-type: none">1. お客さまは、本書面の受領日（別途当社が交付する「電気需給承諾書兼契約締結後交付書面（低圧／取次）」を受領した場合はその受領日）を含めて8日間、書面（郵送の場合、書面を発信した日の証拠が残る簡易書留、特定記録郵便、内容証明郵便などが確実です。最初の頁に記載の取次業者（〒343-0114 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-3-11 シナネン株式会社 クーリングオフ受付）宛にご送付下さい。）又は電磁的記録（お問い合わせフォーム【http://sinanen.com/contact/】へご送付下さい。）により無条件に申込みの撤回（契約成立済の場合は契約の解除）（以下、「クーリングオフ」といいます。）ができ、その効力にかかる書面又は電磁的記録の発信の日に発生します。書面の場合も電磁的記録の場合もいずれも、(i)お客さまの氏名・電話番号（携帯電話などなるべく日中に連絡のつきやすい番号をご記載下さい。）、(ii)契約プラン、(iii)本書（別途当社が交付する「電気需給承諾書兼契約締結後交付書面（低圧／取次）」を受領した場合はそちら）の日付、(iv)当社の担当者名、及び(v)クーリングオフにより申込みの撤回又は契約の解除を行う旨をご記載下さい。2. お客さまが、当社が電気需給契約の申込みの撤回又は電気需給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまが小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、クーリングオフができる旨の書面を当社がお客さまに再交付し、かつお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面又は電磁的記録により小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができます。3. お客さまがクーリングオフをされた場合に、当社等がお客さまに対して申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。4. 申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社等に金銭の支払いがあった場合には速やかにお客さまに対して返還いたします。5. 申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社等に返還していただくものがある場合その原状回復が必要となる場合にはその場合の費用は当社等が負担いたします。6. 申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまは無契約状態となり、電力の供給が停止されるおそれがあります。電力の供給継続のためには、他の事業者と契約を締結するか、あるいは最終保障供給を本一般送配電事業者から受けるなどの必要がありますのでご注意ください。
-------------	---

料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんき料金表（東京エリア）取次用（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款（低圧取次用）（以下「約款」といいます。）第15条第(1)項に定める契約種別が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第2条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 電気料金

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)（再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2（燃料費調整）(1)（燃料費調整額の算定）ニ（燃料費調整額）を加えたものといたします。

- (2) 基本料金および電力量料金は、次のとおりとします（価格はすべて税込）。

イ シナネンでんき B

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 10 アンペア	271 円 74 銭
契約電流 15 アンペア	406 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	543 円 38 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,114 円 26 銭
契約電流 50 アンペア	1,385 円 69 銭
契約電流 60 アンペア	1,578 円 71 銭

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流 10 アンペア～契約電流 20 アンペアの場合

最初の 120kWh まで	25 円 69 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	26 円 38 銭
300 kWh をこえる	30 円 30 銭

契約電流 30 アンペア～契約電流 60 アンペアの場合

最初の 120kWh まで	19 円 87 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	26 円 38 銭
300kWh をこえる	30 円 30 銭

ロ シナネンでんき C

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	271 円 74 銭
---------------------	------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	19 円 87 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	26 円 38 銭
300kWh をこえる	30 円 30 銭

ハ シナネン低圧電力

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	1,022 円 00 銭
-----------------	--------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	17 円 37 銭
その他季	15 円 80 銭

ニ カーボンオフセットシナネンでんき B

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 10 アンペア	271 円 74 銭
契約電流 15 アンペア	406 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	543 円 38 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,114 円 26 銭
契約電流 50 アンペア	1,385 円 69 銭
契約電流 60 アンペア	1,578 円 71 銭

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

契約電流 10 アンペア～契約電流 20 アンペアの場合

最初の 120kWh まで	27 円 19 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	27 円 88 銭
300 kWh をこえる	31 円 80 銭

契約電流 30 アンペア～契約電流 60 アンペアの場合

最初の 120kWh まで	21 円 37 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	27 円 88 銭
300kWh をこえる	31 円 80 銭

ホ カーボンオフセットシナネンでんき C

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	271 円 74 銭
---------------------	------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120kWh まで	21 円 37 銭
120kWh をこえて 300kWh まで	27 円 88 銭
300kWh をこえる	31 円 80 銭

ヘ カーボンオフセットシナネン低圧電力

i. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロワットにつき	1,022 円 00 銭
-----------------	--------------

ii. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	18 円 87 銭
その他季	17 円 30 銭

- (3) お客さまが「シナネンでんき B」(30 アンペア未満のプランを除きます。)、 「シナネンでんき C」、 「カーボンオフセットシナネンでんき B」(30 アンペア未満のプランを除きます。) または 「カーボンオフセットシナネンでんき C」と当社が販売するガスを同時にご利用頂いている場合であって、後掲イの適用条件をいずれも充足する場合には、電気需給契約における契約電流または契約容量に応じて、月々の電気料金から、前項に基づき算出される月々の基本料金と電力量料金の合計金額に以下の区分に従い割引率を乗じた金額の割引をいたします(以下「セット割引」といいます。)。なお、割引金額の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

【割引率(対象プラン:シナネンでんき B、カーボンオフセットシナネンでんき B)】

30 アンペア	1%
40 アンペア	1%
50 アンペア	2%
60 アンペア	3%

【割引率(対象プラン:シナネンでんき C、カーボンオフセットシナネンでんき C)】

すべてのキロボルトアンペア	3%
---------------	----

イ 適用条件

- i. ガスと電気のご使用場所・ご契約者が同じであること。
- ii. ガスメーターと電気メーターが一对(一つずつ)であること。

iii. ガス料金と電気料金を合算でお支払いいただけること。

ロ 適用時期

セット割引は、当社の電気およびガスを同時請求させていただいた月をもって初回適用とさせていただきます。

5 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は 2026 年 4 月 1 日より施行するものとします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1970$

$\beta = 0.4435$

$\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

i. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格})$$

ii. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円})$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間

に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価および(3)燃料費調整単価の追加調整にて定義している調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭2厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価の追加調整

当社は、(1)および(2)の定めに従い算出した燃料費調整単価に対し、調達調整単価を追加いたします。

なお、調達調整単価は次のとおりといたします。(価格は税込)。

1 キロワット時につき	5円15銭
-------------	-------

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1)ロによって算定された燃料費調整単価、(3)の調達調整単価を当社ホームページに掲載する方法等によりお知らせいたします。

個人情報保護方針

当社におけるその他の個人情報の利用目的や取扱い等につきましては、当社ウェブサイトをご確認いただけますようお願いいたします。
(<https://sinanen.com/company/privacypolicy/>)

【個人情報のお問い合わせ窓口】

- ・書面送付先：〒140-0002 東京都品川区東品川 1-39-20 シナネン株式会社 品質・リスク管理部リスク管理チーム宛
- ・お問い合わせフォーム：<https://sinanen.com/contact/>